

## 日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

## 調剤報酬全点数解説(2022年度改定版) 「麻薬加算、向精神薬加算、 覚醒剤原料加算、毒薬加算(薬剤調製料)」

作成:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠

日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美



資料No.20220428-1103-2

(4月28日更新)

・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月21日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

## 01注3 麻薬加算、向精神薬加算、覚醒剤原料加算、毒薬加算

内容	名称	点数
麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤する場合におい て、1調剤行為につき算定する	麻薬加算	70点
	向精神薬加算	
処方中の品目数、投薬日数に関係なく算定	覚醒剤原料加算	8点
	毒薬加算	

## 【要件】

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤する場合に算定

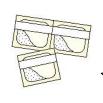




麻薬及び向精神薬取 締法の別表第3で規定



成分が該当していても、規制含有量以下で麻薬、覚醒剤 原料又は毒薬の取り扱いを受けていない場合は算定不可

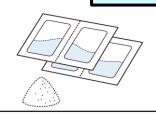


例: エフェドリン塩酸塩 (含有量が10%以下のものは覚醒剤原料

· の対象外)

同一薬剤で重複した規制を受けている薬剤は、重複算定不可

麻薬である場合は70点、それ以外の場合は8点を算定



麻薬である場合

例:モルヒネ塩酸塩水和物原末

(麻薬かつ毒薬)

⇒麻薬加算のみ算定

内服薬・屯服薬・外用薬・注射薬について算定可

